

1)大笹生地区計画

		告示年月日	告示番号
名 称	大笹生地区計画	H29. 12. 1	市告示第350号
位 置	福島市大笹生字台田、字柳町、字月崎、字北谷地、字宮、字宮ノ下 の各一部の区域	R5. 7. 28	市告示第290号
面 積	約2. 8 ha		
地区の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、福島市の中心部から北西7kmに位置し、主要地方道上名倉飯坂伊達線（通称：フルーツライン）と東北中央自動車道福島大笹生ICに隣接した、交通の利便性に恵まれた地区である。</p> <p>大笹生地区の地域振興、活性化に資する用地として、周辺の景観に配慮しながら良好な環境を形成し、将来にわたり保全、維持することを目標とする。</p>	
	土地利用の方針	<p>周辺の自然環境・景観に配慮し、地域振興に資する土地利用を図る。</p>	
	建築物等の整備方針	<p>良好な地域振興地を形成するため、「建築物の用途の制限」、「容積率の最高限度」、「建蔽率の最高限度」、「敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の高さの制限」、「建築物等の形態及び意匠の制限」、「かき又は柵の構造の制限」等を定める。</p>	
地区整備計画 建築物等に関する事項	地区の面積	約2. 8 ha	
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築できる。</p> <p>1. 非住居系の工業地域に建築できる建築物のうち、地域振興に資する施設（ボーリング場等、カラオケボックス等、麻雀屋・パチンコ屋等、を除く）</p>	
	容積率の最高限度	10分の20	
	建ぺい率の最高限度	10分の6	
	敷地面積の最低限度	2,500㎡	
	壁面の位置の制限	<p>計画図に図示の■に接する箇所は、建築物の外壁又はこれに代わる柱面（以下、「外壁等」とする。）から道路境界線までの距離は3m以上とする。</p> <p>(2) その他の箇所は、外壁等から道路境界線までの距離は2m以上とする。</p>	
	建築物等の高さの制限	20m以下	
	建築物等の形態及び意匠の制限	<p>(1) 建築物の形態・意匠は、福島市景観形成基本計画を踏まえ、福島市景観まちづくり計画に準拠するものとする。</p> <p>(2) 屋外広告物は、周辺の景観に配慮したものとする。</p>	
	かき又は柵の構造の制限	<p>道路及び敷地境界に面して垣又はさくを設ける場合は、生垣、植栽又は高さ2.0m以下のフェンスとしなければならない。ただし、門柱、門扉に類するものは除く。</p>	

※「区域、地区施設の配置、地区の区分及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

